

第1回 感染症対策推進部会

項目

(1) **第4** 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上(p15～)

(2) **第5** 感染症に係る医療を提供する体制の確保(p17～)

内容

- 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方(p15)
- 2 県等における病原体等の検査の推進(p15)
⇒ ・ **衛生研究所等の体制(p15)**
- 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築(p16)
- 4 関係機関及び関係団体との連携(p16)

- 1 感染症に係る医療提供の考え方 (p17)
- 2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関について (p17)
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間等における医療提供体制(p18)
⇒ ・ **第一種協定指定医療機関(p19)**
・ **第二種協定指定医療機関(発熱外来を担当する医療機関)(p19)**
・ **第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療提供)(p19)**
・ **後方支援体制(p20)**
・ **人材派遣体制(p20)**
・ **個人防護具の備蓄等(p20)**
・ **疑い患者への対応(p20)**
- 4 一般医療機関における感染症患者に対する医療の提供 (p21)
- 5 関係各機関及び関係団体との連携(p21)

県予防計画の構成について(2)

項目

(3) **第6** 感染症患者の移送のための体制整備
(p23～)

(4) **第10** 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上(p29～)

内容

- 1 感染症患者の移送のための体制の確保に関する考え方(p23)
- 2 感染症患者の移送のための体制の確保の方策(p23)
⇒ ・ **消防機関及び民間事業者との役割分担(p23)**
- 3 関係各機関及び関係団体との連携 (p24)

- 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方(p29)
- 2 人材の養成及び資質の向上(p29)
⇒ ・ **保健所職員等に対する研修(p29)**
- 3 研修を終了した保健所職員等の活用(p29)
- 4 I H E A T要員の活用(p29)
- 5 感染症対応を行う医療従事者の研修(p30)
- 6 人材の養成及び資質の向上に係る医師会等関係各機関との連携(p30)

県予防計画の構成について(3)

第2回 感染症対策推進部会

項目

(5) **第7** 新興感染症発生時における宿泊施設の確保(p25)

(6) **第8** 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備(p26～)

内容

- 1 宿泊施設の確保に関する基本的な考え方(p25)
- 2 宿泊施設の確保の方策(p25)
⇒ ・ **民間宿泊施設の確保(p25)**
・ **公的施設の確保(p25)**

- 1 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する基本的な考え方(p26)
- 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策(p26)
⇒ ・ **健康観察の実施(p26)**
・ **生活支援の実施(p26)**
- 3 宿泊施設の運営体制(p26)
- 4 高齢者施設等や障害者施設等における療養環境の整備(p27)